

鬼塚洋徳税理士事務所 報酬料金規定 1

(月次顧問契約)

※想定される業務をすべて含む 毎月定額報酬料金制を採用していますから「別途決算料」などはありません

※「区分1」は鬼塚洋徳税理士事務所 「区分2」はMikatus株式会社との契約となります

※支店等(拠点)数や複数事業や部門管理など ご相談のうえ加算(各1拠点等増加ごとに各拠点等ごとの年商基準の50%~)します

※年商基準 従業員基準及びオプション(月額加算)とも 決算ごとに再計算(契約更新)します

令和3年9月現在

区分1	月額顧問料(税務会計顧問)		左記(基本契約)に含まれるもの	
	年商基準	従業員基準		
個人事業者	新規開業 年商(売上収入金額)1,000万円以下 ※消費税課税事業者を除く	11,000円	<ul style="list-style-type: none"> 税務(会計)相談 決算書類の作成 税務書類の作成提出 源泉徴収(年末調整) 必要とご要望に応じた不定期訪問 帳簿作成(入力)支援 画面共有及び遠隔操作による対応 税務調査立会(基本立会日数2日(回)まで) ※3日(回)以降は1日(回)あたり月額顧問料総額となります 参考:下の【例1】~【例5】	
	年商5,000万円以下	22,000円		
	年商5,000万円超	33,000円~		
	年商1億円超 (5,000万円ごとにご相談)	44,000円~		
	法人	新規開業(法人成り等を除く) 年商(売上収入金額)1,000万円以下 ※消費税課税事業者を除く		22,000円
		年商5,000万円以下		33,000円
年商5,000万円超		44,000円~		
年商1億円超 (5,000万円ごとにご相談)		55,000円~		
年商5億円超 (5,000万円ごとにご相談)		88,000円~		
年商10億円超 (1億円ごとにご相談)	110,000円~			
オプション(月額加算)	毎月(年12回)指定日訪問等	基本契約に含まれない業務は 顧問先の状況に応じた内容範囲及び報酬をご相談させていただきます 参考:下の【例6】		
	隔月(年6回)指定日訪問等			
	継続的な経営革新等支援機関連業務			
	継続的な財務支援業務			
	<ul style="list-style-type: none"> 記帳代行 給与明細作成代行 経理丸投げ など各種代行業務の加算額			
区分2	A-SaaSシステム(会計ソフト)利用料		<ul style="list-style-type: none"> 会計(預金口座やクレジットカードの自動仕訳入力) 給与(年調 社会保険算定・料率自動適用) マイナンバー管理 請求書(見積 納品 領収 インボイス対応)システム 償却資産管理 などに対応しています	
	3ID・自動仕訳取込150仕訳/月・給与計算10人まで	ID無制限・自動仕訳取込無制限・給与計算無制限		
個人	715円/月払 6,600円/年払(@550円)	1,408円/月払 12,936円/年払(@1,078円)		
法人	1,848円/月払 16,896円/年払(@1,408円)	3,718円/月払 34,056円/年払(@2,838円)		

【参考】

- ・日常のサポートは 電話 Chatwork(チャット 音声 ビデオ通話) 画面共有及び遠隔操作による対応も行っています
- ・基本契約に含まれない特別業務は1日(回)あたり月額顧問料総額が目安となります
- ・宮崎県内は旅費交通費はいただいておりません
- ・個人事業者に土地 建物の譲渡など 臨時的な所得がある場合は「報酬料金規定2」の該当項目を別途請求します

月次顧問契約報酬料金例 【例1】~【例5】は基本契約のみです

【個人事業者】

【法人】

【例1】	【例2】	【例3】	【例4】	【例5】	【例6】
売上700万円 給与支給なし	事業収入 1400万円 不動産収入 100万円 収入計 1500万円 給与支給人員 6名	売上5700万円 給与支給人員7名	売上2100万円 給与支給人員7名	売上5400万円 給与支給人員4名	売上12億4000万円 支店等1(本店経理) 給与支給人員26名 事業承継税制ほか(OP)
月額11,000円	月額30,800円	月額36,850円	月額36,850円	月額46,200円	月額212,300円
年額132,000円	年額369,600円	年額442,200円	年額442,200円	年額554,400円	年額2,547,600円
A-SaaSシステム利用料 別途6,600円/年額	A-SaaSシステム利用料 別途6,600円/年額	A-SaaSシステム利用料 別途6,600円/年額	A-SaaSシステム利用料 別途16,896円/年額	A-SaaSシステム利用料 別途16,896円/年額	A-SaaSシステム利用料 別途34,056円/年額

鬼塚洋徳税理士事務所

〒880-0805宮崎県宮崎市橘通東4-2-31-601 TEL/FAX0985(88)3297

鬼塚洋徳税理士事務所 報酬料金規定 2

(顧問契約が無い場合)

※本規定による所得税 消費税 贈与税の確定申告のご依頼は1月15日までの受付(年内受付可)となります

※事務量や各種実情等を考慮しご相談のうえ決定(見積)します

令和3年9月現在

基本報酬		11,000円	
税務調査立会		事前面談1回 調査立会1回を含む基準報酬額 110,000円～(ご相談となります) 注) 調査立会2回目以降は報酬料金規定1(顧問契約あり)で計算した月額顧問料総額×立会回数を基本にご相談となります	
帳簿等の状況		帳簿・集計あり	帳簿・集計なし
所	事業 不動産(事業的規模) 雑所得 (営業 農業 アパート 太陽光 収入など) ※以降の顧問契約を前提とした場合に限り ます	報酬料金規定1(顧問契約あり)で計算した月額×1.2 注) 農業所得の肉用牛免税や医(歯科医)師の概算経費特例などの 租税特別措置法の適用を判断する場合は上記報酬料金に100%を 加算いたします ※消費税の確定申告書の作成 提出を含む	
	不動産所得(業務的規模5棟10室未満)	33,000円～	
所得 加 算			
得	利子 配当 給与 雑(公的年金 その他) 一 時 退職 の各所得 各支払先当たり	5,500円	
	総合譲渡(土地 建物以外) 所得	33,000円～	
	山林所得	譲渡価額のおおむね1.1% (55,000円～)	
	分離譲渡(土地 建物) 所得		
	分離譲渡 雑等(金融取引) 所得	上記報酬料金に100%を加算いたします	
分離譲渡(土地 建物) 特例適用案件			
税 控 除 加 算			
税	雑損控除	11,000円	
	医療費控除	5,500円	
	住宅借入金等特別控除 (居住開始年分のみ)	5,500円	
源泉 所得 税	年末調整 給与支給人員1名あたり	13,200円	
	給与支払報告書1市町村あたり	11,000円	
	法定調書合計表の作成 提出	11,000円	
贈与税		ご相談のうえ対応します 財産価額(特例適用前)のおおむね1.1% (55,000円～)	
相続税		ご相談のうえ対応します 財産価額(特例適用前)のおおむね1.1% (550,000円～) ※相続開始後6箇月以内のお申し込みのみに限り対応可	

【申告書作成(年1関与)の報酬料金例】

【例1】 サラリーマンの住宅ローン控除		【例2】 サラリーマンが先祖代々の山林(立木のみ1千万)を譲渡	
基本報酬	11,000円	基本報酬	11,000円
給与所得	5,500円	給与所得	5,500円
住宅借入金控除	5,500円	山林所得	110,000円
合計	22,000円	合計	126,500円

鬼塚洋徳税理士事務所

TEL/FAX0985(88)3297

〒880-0805

宮崎市橋通東4-2-31-601